

川口市ごみ分別用ごみ箱等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イベントにおけるごみの分別回収を促進するとともに、イベント参加者のごみ分別に対する意識向上を図るため、イベントで使用するごみ分別用ごみ箱及びその設置場所を示すのぼり（以下「ごみ箱等」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。
(貸出しの対象となる催し)

第2条 貸出しの対象となるイベントは、市内の町会又は自治会、市内に存する共同住宅の管理組合及び日常的に市内で活動を行う団体が主催するイベントで、市内で開催するものとする。

(使用料)

第3条 貸出しをするごみ箱等の使用料は無料とする。

(貸出しの期間)

第4条 ごみ箱等の貸出しの期間は、7日以内とする。ただし、特別な事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(貸出しの予約)

第5条 ごみ箱等の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、貸出しを受けようとする日の属する月の2月前の初日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の直後の休日等でない日）から、当該貸出しを受けようとする日の7日前の日（その日が休日等に当たるときは、その日の直前の休日等でない日）までに貸出しの予約をしなければならない。

(貸出しの手続き)

第6条 申込者は、前条の規定により予約した貸出日に、様式第1号の申込書を提出し、指定する場所においてごみ箱等を受け取るものとする。

2 前項に規定する申込書を提出するときは、ごみ箱等を使用するイベントが第2条の規定に該当することを証する書類を併せて提出しなければならない。

3 第1項に規定する申込書を提出するときは、申込者の身分を証する書類を併せて提示しなければならない。

(貸出し回数)

第7条 同一の者に対するごみ箱等の貸出しは、同一年度中4回を限度とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(返却)

第8条 ごみ箱等の貸出しを受けた者(以下「利用者」という。)は、貸出しの期間の満了する日の午後5時までに、ごみ箱等を清掃の上、指定する場所に返却しなければならない。

(利用報告書)

第9条 利用者は、前条の規定によりごみ箱等を返却するときは、様式第2号の報告書を提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請したイベント以外で使用しないこと。
- (2) 貸出しを受けたごみ箱等を転貸しないこと。
- (3) イベントの参加者に分別回収を呼びかけること。
- (4) 分別用ごみ箱には、黄色半透明のごみ袋を使用すること。
- (5) ごみ箱等に破損等が生じないように管理に十分注意すること。

(貸出しの中止)

第11条 市長は、利用者が前条各号に掲げる遵守事項に反したとき、又は特に必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、返還を求めることができる。

(損害賠償)

第12条 利用者の責に帰すべき事由により、自己又は第三者に生じた損害の責は、利用者が負うものとする。

2 利用者の責に帰すべき事由により、ごみ箱等を滅失し、又は毀損したときは、これを現状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。